

平成29年10月25日

各 位

銀行等保有株式取得機構

対象株式等の買取期間について

当機構の運営委員会では、

「対象株式等の買取期間を平成29年11月1日から平成30年2月2日までと定める。」

ことを議決しました。現在の買取期間の終了期日である平成29年10月31日以降も引き続き買い取り業務を行います。対象株式等とは、株式(上場株式、優先株式、優先出資証券)、受益権(ETF)及び投資口(J-REIT)をいいます。議決事由は以下のとおりです。

株式等の市場は現時点で安定的と判断できる状況にはないと考えられる。かかる環境を考慮し、機構が引き続きセーフティネットとして対象株式等の買い取りをすべく、平成30年2月2日まで買取期間を設定することが適当と考えられる。

以 上

本件に関する照会先
銀行等保有株式取得機構
運営企画室
Tel 03-3553-1761